

(別記様式第1号)

計画作成年度	令和4年度
計 画 主 体	長野県 大町市

大町市鳥獣被害防止計画

<連絡先>

担 当 部 署 名	地域振興部 農林水産課 庶務係
所 在 地	長野県大町市大町3887
電 話 番 号	0261-22-0420
F A X 番 号	0261-23-5188
メールアドレス	NOURIN@city.omachi.nagano.jp

- 注) 1 共同で作成する場合は、すべての計画主体を掲げるとともに、代表となる計画主体には(代表)と記入する。
- 2 被害防止計画の作成に当たっては、別添留意事項を参照の上、記入等すること。

1 対象鳥獣の種類、被害防止計画の期間及び対象地域

対 象 鳥 獣	ニホンザル、ニホンジカ、イノシシ、ツキノワグマ カラス、スズメ、アオサギ、カワウ
計 画 期 間	令和5年度～令和7年度
対 象 地 域	大町市一円

(注) 1 計画期間は、3年程度とする。

2 対象地域は、単独又は共同で被害防止計画を作成する全ての市町村名を記入する。

2 鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止に関する基本的な方針

(1) 被害の現状 (令和3年度)

鳥 獣 の 種 類	被 害 の 現 状		
	品 目	金額 (千円)	面積 (ha)・量
ニホンザル	水稻、豆類、雑穀、 野菜、果樹 ほか	730	5.75ha
イノシシ	水稻、雑穀、野菜 ほか	711	2.36ha
ニホンジカ	水稻、野菜	530	6.53ha
ツキノワグマ	果樹、雑穀 ほか	0	0ha
カラス	水稻、果樹、野菜	705	3.6ha
スズメ	水稻、麦類、雑穀	504	2.45ha
その他獣類	水稻、果樹、野菜	1,616	9.8ha
その他鳥類	水稻、果樹、野菜	1,496	5.3ha

(注) 主な鳥獣による被害品目、被害金額、被害面積（被害面積については、水産業に係る被害を除く。）等を記入する。

(2) 被害の傾向

野生鳥獣による農作物等の被害額は、減少傾向にあるものの、獣類のニホンザル・ニホンジカ・イノシシ、鳥類のカラス・スズメ・アオサギ・カワウによる被害は後を絶たない。特にニホンザルによる被害は、群れが市全域を取り囲むように生息（22群）しており、令和2年～4年で捕獲を強化したことにより、出没や農作物被害が減少傾向にあるが未だに被害はある。今後も捕獲を続けないと元に戻ってしまう恐れがある。また、イノシシ、ニホンジカの個体数が増加傾向で被害地域が拡大しており、防除対策を行っていない地域や、防除対策が出来ない地域に特に被害が出ている。ツキノワグマは、周期的な異常出没年度の人身被害が懸念される。鳥類では、カラス・スズメによる農業被害、アオサギ・カワウによる淡水魚の食害が多い状況である。

被害の発生時期は収穫期が多いが、播種期・定植期・生育期においても、踏み倒しや食害が発生している。

(注) 1 近年の被害の傾向（生息状況、被害の発生時期、被害の発生場所、被害地域の増減傾向等）等について記入する。

2 被害状況がわかるようなデータ及び地図等があれば添付する。

(3) 被害の軽減目標

鳥 獣 の 種 類	現状値（令和3年度）		目標値（令和7年度）	
	金額（千円）	面積（ha）・量	金額（千円）	面積（ha）・量
ニホンザル	730	5.75ha	511	4.0ha
イノシシ	711	2.36ha	498	1.7ha
ニホンジカ	530	6.53ha	371	4.6ha
ツキノワグマ	0	0ha	0	0ha
カラス	705	3.6ha	494	2.5ha
スズメ	504	2.45ha	353	1.7ha
その他獣類	1,616	9.8ha	1,131	6.9ha
その他鳥類	1,496	5.3ha	1,047	3.7ha

(注) 1 被害金額、被害面積等の現状値及び計画期間の最終年度における目標値を記入する。

2 複数の指標を目標として設定することも可能。

(4) 従来講じてきた被害防止対策

	従来講じてきた被害防止対策	課 題
捕獲等に関する取組	①捕獲機材の導入及び捕獲技術向上 (わな講習会等)	効果的かつ効率的な捕獲技術の向上 会員減少に伴う猟友会支部間の連携促進
	②新規狩猟免許取得補助金 新規銃猟者確保事業助成 狩猟者登録費の一部助成	免許取得者の高齢化、捕獲従事者確保対策の促進
	③ICTを活用して生態調査及び捕獲 (GPS調査・大型檻捕獲)	生態調査員の情報活用、猟友会との連携
	④鳥獣被害対策実施隊の編成	関係者間の連携強化
	⑤集落ぐるみの追い払い事業	効率的な追い払い及び実施者の確保
	⑥ジビエ振興	具体的な振興対策
	⑦ライフル射撃場整備支援	
防護柵の設置等に関する取組	①電気柵等設置に対する助成	広域的な設置による総合的な防除対策の検討
	②テレメトリーやGPSを活用した専門職員による猿の追い払い	地域・集落との情報共有、連携強化
	③テレメトリーやGPSを活用した自治会単位での追い払い	受信機保有者のみでの対応から、自治会全体での追い払い体制の構築・組織整備
	④放置柿等の誘因物除去への周知	所有者との調整、誘因物であることの認識不足
	⑤モンキー犬による猿の追い払い	広域的な配置体制の構築、育成頭数確保
	⑥農地周辺の緩衝帯整備	初期整備後の管理体制の継続

(注) 1 計画対象地域における、直近3ヶ年程度に講じた被害防止対策と課題について

て記入する。

2 「捕獲等に関する取組」については、捕獲体制の整備、捕獲機材の導入、捕獲鳥獣の処理方法等について記入する。

3 「防護柵の設置等に関する取組」については、侵入防止柵の設置・管理、緩衝帯の設置、追上げ・追払い活動、放任果樹の除去等について記入する。

(5) 今後の取組方針

鳥獣被害を効果的に防止するためには、鳥獣を寄せ付けない集落づくりとともに、個体数の調整（捕獲）を強化していくことが重要である。

次の7つの対策を総合的に組み合わせ、野生鳥獣による農林水産業被害の軽減や人身被害の防止を図り「野生動物との棲み分け」の実現を目指していく。

①大型捕獲檻等による適正な個体数調整（捕獲）の強化

②コンピューターと通信技術（ICT）を駆使した捕獲

③追い払い活動（モンキードッグ）等による被害防除

④農地に寄せ付けないための侵入防止柵の設置

⑤隠れ場所となる藪の刈り払い等生息環境管理

⑥餌となる誘因物の除去の周知徹底

⑦鳥獣被害対策実施隊による被害防止対策の検討

（注）被害の現状、従来講じてきた被害防止対策等を踏まえ、被害軽減目標を達成するために必要な被害防止対策の取組方針について記入する。

3 対象鳥獣の捕獲等に関する事項

(1) 対象鳥獣の捕獲体制

鳥獣被害対策実施隊は、市長が任命、構成隊員は、有害鳥獣駆除従事者の猟友会員、モンキードッグ飼育者、猿追い払い協力員、市職員とする。

捕獲体制は、市で全体の許可を受け、実施隊員の猟友会各支部会員が各地区駆除班の従事者として地域の実情に合わせて実施する。（猟友会各支部へ委託）

なお、市職員実施隊と猟友会各支部と更なる連携を強化し実施する。

農作物被害等が発生、または発生の恐れがある場合は、各支部単位で捕獲にあたる。また、状況により各支部共同で捕獲にあたるものとする。

（注） 1 鳥獣被害対策実施隊のうち対象鳥獣捕獲員の指名又は任命、狩猟者団体への委託等による対象鳥獣の捕獲体制を記入するとともに、捕獲に関わる者のそれぞれの取組内容や役割について記入する。

2 対象鳥獣捕獲員を指名又は任命する場合は、その構成等が分かる資料があれば添付する。

3 捕獲等を推進する上で、鳥獣被害対策実施隊員にライフル銃を所持させる必要がある場合には、そのことについて記入する。

(2) その他、捕獲に関する取組

年 度	対象鳥獣	取 組 内 容
R5	鳥獣全般	新規狩猟免許取得者・新規銃猟者及び狩猟者登録者への支援
		通信技術（ICT）を利用した捕獲機材の導入
	猪・鹿	くくりわなの活用。ジビエ施設の普及啓発
	ニホンザル	大型捕獲檻及びGPS等の活用

R6	鳥獣全般	新規狩猟免許取得者・新規銃猟者及び狩猟者登録者への支援 通信技術（ICT）を利用した捕獲機材の導入
	猪・鹿	くくりわなの活用。ジビエ施設の普及啓発
	ニホンザル	大型捕獲檻及びGPS等の活用
R7	鳥獣全般	新規狩猟免許取得者・新規銃猟者及び狩猟者登録者への支援 通信技術（ICT）を利用した捕獲機材の導入
	猪・鹿	くくりわなの活用。ジビエ施設の普及啓発
	ニホンザル	大型捕獲檻及びGPS等の活用

（注）捕獲機材の導入、鳥獣を捕獲する担い手の育成・確保等について記入する。

（３）対象鳥獣の捕獲計画

捕獲計画数等の設定の考え方
ニホンザルは、特定鳥獣保護管理計画に基づき、各群の生息状況、被害状況、モンキーDOG等による追払い効果等を踏まえ、群ごとに捕獲数を決定する。
ツキノワグマは、特定鳥獣保護管理計画に基づき、被害状況等を考慮し必要な捕獲を行う。
ニホンジカ及びイノシシは、特定鳥獣保護管理計画に基づき捕獲数を決定するが、ニホンジカは、北アルプスへの侵入を防止するため、低山帯での捕獲を強化する。
その他獣類・鳥類は、正確な生息数の把握ができていないため、前年度の捕獲数と被害状況等を勘案し決定する。

（注）近年の対象鳥獣の捕獲実績、生息状況等を踏まえ、捕獲計画数等の設定の考え方について記入する。

対 象 鳥 獣	捕 獲 計 画 数 等		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
ニホンザル	200頭	200頭	200頭
イノシシ	200頭	200頭	200頭
ニホンジカ	200頭	200頭	200頭
ツキノワグマ	必要数	必要数	必要数
カラス	400羽	400羽	400羽
スズメ	200羽	200羽	200羽
アオサギ	120羽	120羽	120羽
カワウ	120羽	120羽	120羽

（注）対象鳥獣の捕獲計画数、個体数密度等を記入する。

捕獲等の取組内容
ニホンザルは従来の銃器と檻（箱檻、大型捕獲檻）や通信技術（ICT）を利用した捕獲機材等の活用、ツキノワグマは箱檻（ドラム缶檻）、イノシシ・ニホンジカは箱檻とくくりわなにより捕獲する。捕獲時期及び予定場所は、被害の恐れがある場合、または、被害発生箇所を確認し、効果的な場所に一定期間設置する。
カラスは、被害の多発している3箇所に大型捕獲檻を設置するとともに、出没状況に合わせて移動式捕獲檻を設置する。

檻、わなの設置以外の対応として、被害が発生した圃場等での加害対象鳥獣が確認できる場合にあっては、銃器による捕獲を実施する。

- (注) 1 わな等の捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。
2 捕獲等の実施予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

ライフル銃による捕獲等を実施する必要性及びその取組内容

- (注) 鳥獣被害対策実施隊員にライフル銃を所持させて捕獲等を行う場合には、その必要性及び当該鳥獣被害対策実施隊員による捕獲手段、捕獲の実施予定時期、捕獲予定場所等について記入する。

(4) 許可権限委譲事項

対 象 地 域	対 象 鳥 獣
大町市一円	ニホンジカ

- (注) 1 都道府県知事から市町村長に対する有害鳥獣捕獲等の許可権限の委譲を希望する場合は、捕獲許可権限の委譲を希望する対象鳥獣の種類を記入する（鳥獣による農林水産業等に係る被害の防止のための特別措置に関する法律（平成19年法律第134号。以下「法」という。）第4条第3項）。
- 2 対象地域については、複数市町村が捕獲許可権限の委譲を希望する場合は、該当する全ての市町村名を記入する。

4 防護柵の設置その他の対象鳥獣の捕獲以外の被害防止施策に関する事項

(1) 侵入防止柵の整備計画

対 象 鳥 獣	整 備 内 容		
	令和5年度	令和6年度	令和7年度
ニホンザル・イノシシ・ニホンジカ・ツキノワグマ	電気柵（6,000m） 複合柵（2,000m）	電気柵（6,100m） 複合柵（2,000m）	電気柵（854m） 複合柵（1,351m）

- (注) 1 設置する柵の種類、設置規模等について記入する。
2 侵入防止柵の設置予定場所を記した図面等を作成している場合は添付する。

(2) その他被害防止に関する取組

年度	対象鳥獣	取 組 内 容
令和5～	ニホンザルほか	鳥獣被害防止総合対策事業 ・侵入防止柵の設置 ・ICTを利用した捕獲機材の活用 鳥獣被害防止緊急捕獲等対策事業 集落ぐるみの捕獲実践事業 野生鳥獣総合管理対策事業 県被害対策チームとの被害集落への被害防除支援 森林整備事業の推進 ニホンザル生息調査
令和6～	ニホンザルほか	鳥獣被害防止総合対策事業

		・侵入防止柵の設置 ・ICTを利用した捕獲機材の活用 鳥獣被害防止緊急捕獲等対策事業 集落ぐるみの捕獲実践事業 野生鳥獣総合管理対策事業 県被害対策チームとの被害集落への被害防除支援 森林整備事業の推進 ニホンザル生息調査
令和7～	ニホンザルほか	鳥獣被害防止総合対策事業 ・侵入防止柵の設置 ・ICTを利用した捕獲機材の活用 鳥獣被害防止緊急捕獲等対策事業 集落ぐるみの捕獲実践事業 野生鳥獣総合管理対策事業 県被害対策チームとの被害集落への被害防除支援 森林整備事業の推進 ニホンザル生息調査

(注) 侵入防止柵の管理、緩衝帯の設置、里地里山の整備、追上げ・追払い活動、放任果樹の除去等について記入する。

5 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関する事項

(1) 関係機関の役割

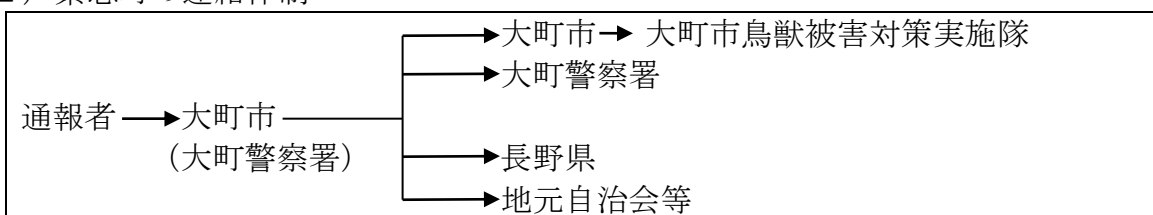
関係機関等の名称	役 割
長野県	捕獲等の許可、助言、指導等
大町警察署	銃刀法に基づく安全管理指導、助言、現場の安全確保及び情報提供等
大町市	情報収集、関係課との連絡調整、周辺住民への注意喚起
大町市鳥獣被害対策実施隊	対象鳥獣の搜索、駆除、捕獲等

(注) 1 関係機関等には、都道府県、警察、市町村、鳥獣被害対策実施隊、猟友会等の名称を記入する。

2 役割欄には、緊急時又は平常時において、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。

3 対象鳥獣による住民の生命、身体又は財産に係る被害が生じ、又は生じるおそれがある場合の対処に関して、規定等を作成している場合は添付する。

(2) 緊急時の連絡体制



(注) 緊急時の各関係機関等の連絡体制及び連絡方法等をフロー図等により記入する。

6 捕獲等をした対象鳥獣の処理に関する事項

ツキノワグマは、頭部（皮毛の一部）を県研究機関へ送付、その他は原則地中埋設する。カモシカ、ニホンジカについてもサンプル提供に協力し、研究機関に送付する。

その他鳥獣も地中埋設を原則とするが、状況により地中埋設が困難な場合は、焼却処分する。

（注）適切な処理施設での焼却、捕獲現場での埋設等、捕獲等をした鳥獣の処理方法について記入する。

7 捕獲等をした対象鳥獣の食品への利用等その有効な利用に関する事項

イノシシやニホンジカは、ジビエ振興対策として、地域の取組み意欲を喚起するため、食材など地域資源としての活用を継続して検討する。

市内、処理加工施設の活用について、猟友会、管内町村等と連携する。

（注） 1 食肉、ペットフード及び皮革としての利用、学術研究への利用等、捕獲等をした鳥獣の利用方法について記載する。

2 処理加工施設を整備する場合は、年間処理計画頭数、運営体制、食品等としての安全性の確保に関する取組等についても記載する。

8 被害防止施策の実施体制に関する事項

（1）協議会に関する事項

被害防止対策協議会の名称	大町市有害鳥獣被害防止対策協議会
--------------	------------------

構成機関の名称	役 割
大北農業協同組合	各地区被害状況の把握及び防護柵等設置指導
大北地区猟友会	各地区被害状況の把握及び捕獲従事者
国立大学法人信州大学農学部	鳥獣の生息、被害防止対策等アドバイザー
大町市漁業協同組合連絡協議会	各地区被害状況等把握
北アルプス森林組合	各地区被害状況等把握
大町市農業委員会	各地区被害状況等把握
大町市	事務局

（注） 1 関係機関等で構成する被害防止対策協議会を設置している場合は、その名称を記入するとともに、構成機関欄には、当該協議会を構成する関係機関等の名称を記入する。

2 役割欄には、各構成機関等が果たすべき役割を記入する。

（2）関係機関に関する事項

関係機関の名称	役 割
県被害対策チーム	被害集落の被害防除支援
鳥獣被害対策実施隊	被害防止のための総合的な施策の推進

（注） 1 関係機関欄には、協議会の構成機関以外の関係機関等の名称を記入する。

2 役割欄には、各関係機関等が果たすべき役割を記入する。

3 協議会及びその他の関係機関からなる連携体制が分かる体制図等があれば添付する。

(3) 鳥獣被害対策実施隊に関する事項

計134名（令和4年度4月時点）

次のうちから市長が任命する。

- ・大北猟友会市内各支部の猟友会員
- ・市内モンキー犬飼養者
- ・ニホンザル生態調査員
- ・市職員（非常勤の職員を含む）
- ・その他、市長が必要と認める者

(注) 1 被害状況を勘案し、鳥獣被害対策実施隊を設置する必要があると認める場合は、その設置に関して設置に向けた基本的な方針や検討の状況、設置予定時期等について記入する。

2 鳥獣被害対策実施隊を設置している場合は、その規模、構成等を記入するとともに、実施体制がわかる体制図等があれば添付する。

(4) その他被害防止施策の実施体制に関する事項

大町市有害鳥獣被害防止対策協議会の開催

(注) その他被害防止施策の実施体制に関する事項について記載する。

9 その他被害防止施策の実施に関し必要な事項

野生鳥獣からの被害を防止、軽減させるには、個別の対策から集落全体での複合的な対策として、被害地域が一体となった取組みを継続していくことが重要である。そのため、行政や関係機関が連携し、最新の防除対策情報の提供等、地域の実情にあわせた支援体制を構築していくことが求められる。

被害地域では、敵を知り（対策の基本は相手を知る）、集落内を点検、将来計画を立て、対策を講じていくことが必要である。

また、環境整備事業等を活用したバッファゾーンの形成、各種助成制度を活用した防護柵等の設置、出沒時の追払い活動等、自己防衛が重要である。

現在の野生鳥獣は、人里での農作物等栄養価の高い餌により年々増加しているため、捕獲等による適正数の管理（個体数調整）が最も重要といえる。

(注) その他被害防止施策の実施に関し必要な事項について記入する。